

船舶事故調査報告書

平成25年2月21日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 根 本 美 奈

事故種類	乗揚
発生日時	平成24年8月23日（木） 12時40分ごろ
発生場所	京都府島陰湾北部の宮津市アカグリ鼻付近 京都府宮津市所在の宮津黒埼灯台から真方位172° 1,090m 付近 （概位 北緯35° 35.3′ 東経135° 15.3′）
事故調査の経過	平成24年9月24日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	モーターボート ミスマリン26号、2.8トン 251-21153京都、株式会社にしがき 6.72m (Lr) × 2.49m × 1.38m、FRP ディーゼル機関、84kW、平成24年5月
乗組員等に関する情報	船長 男性 52歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成13年6月26日 免許証交付日 平成22年7月28日 （平成28年6月25日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	船首船底部に亀裂及び凹損
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、知人1人を乗せ、宮津市のマリナー（以下「本件マリナー」という。）を出航し、島陰湾西部の海岸沖（以下「本件海岸沖」という。）に平成24年8月23日11時00分ごろ到着したのち、釣りを行った。</p> <p>船長は、本件海岸沖に到着する前、アカグリ鼻東方に設置された定置網（以下「本件定置網」という。）の南方沖を西進中、本件定置網の東端付近に取り付けられた^{あぼ}浮子が以前よりも東方にあり、本件定置網が大きくなっていると感じたので、アカグリ鼻と本件定置網との間を航行しようと思い、12時37分ごろ本件海岸沖を発進した。</p> <p>船長は、船首左舷側にアカグリ鼻を、船首右舷側に本件定置網の南西端に取り付けられた浮子をそれぞれ見ながら約30km/hの対地速力で東進中、右舷正横やや前方の舞鶴湾口を自衛艦らしき船が航行して</p>

	<p>いるのを認めて10秒程度眺めたのち、船首方に視線を戻した際、前方にアカグリ鼻付近の岩場を認めたので減速したものの、12時40分ごろ同岩場に乗り揚げた。</p> <p>船長は、岩場に降り、船首船底部に擦過傷が生じていたものの浸水していないことを確認したのち、本船を自力で離礁させようとして押してみたが、離礁させることができなかったのので、本件マリーナに救助を要請した。</p> <p>船長は、来援した本件マリーナのモーターボートに同乗者と共に移乗し、本件マリーナに戻った。</p> <p>本船は、本事故の翌日、本件マリーナが依頼した業者によって本件マリーナに戻された。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏、潮汐 低潮時、潮高 約26cm（宮津市田井）</p>
その他の事項	<p>船長は、本件マリーナが管理するモーターボートを借りて毎年7月～9月の3か月間に1～2回程度ウェイクボードをしたり、海水浴に出掛けたりしており、本事故発生場所付近の航行経験は、過去に5回程度あった。</p> <p>船長は、過去に本件海岸沖から本件マリーナに帰航した際、本件定置網の東方沖又はアカグリ鼻と本件定置網との間を航行したことがあった。</p> <p>本件定置網は、アカグリ鼻を約75m隔てた東方沖に京都府知事から許可を受けた定置漁業漁場（東西約1,190m及び南北約500m）内に1基設置されており、海面上には漁具として浮子を取り付けられていた。</p> <p>船長及び後部デッキで椅子に腰を掛けていた知人は、救命胴衣を着用していなかった。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、アカグリ鼻と本件定置網との間に向けて島陰湾北部を東進中、船長が、右舷正横付近の舞鶴湾口を航行している自衛艦らしき船に注意を向けて航行していたことから、船首方に視線を戻した際、前方至近にアカグリ鼻付近の岩場を認めて減速したものの、同岩場に乗り揚げたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、アカグリ鼻と本件定置網との間に向けて島陰湾北部を東進中、船長が右舷正横付近の舞鶴湾口を航行している自衛艦らしき船に注意を向けて航行していたため、アカグリ鼻付近の岩場に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、</p>

	<p>次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 定置網や陸岸近くを航行する場合は、一方向に注意を向けることなく、周囲の見張りを行って航行すること。・ 救命胴衣を着用すること。
--	---